

○日進市公園等愛護会活動支援要綱

平成11年4月1日

要綱第5号

改正 平成30年8月17日要綱第46号

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場その他の広場又は緑地(以下「公園等」という。)の愛護活動を行う者に対し、報償金の交付その他必要な支援を行うことにより公園等の維持管理を推進し、併せて公園等利用者の公園等に対する愛護意識の高揚及びコミュニティーの形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「愛護活動」とは、公園等において次の各号に掲げる活動のいずれかを毎月1回以上実施することをいう。

- (1) 除草又は清掃の実施
- (2) 施設の点検及びこれに伴う連絡
- (3) 花木の植栽、手入れ又は剪定
- (4) その他目的達成のために必要な活動

2 この要綱において「公園等愛護会」とは、次の各号に掲げる者のいずれかで組織する団体であつて、前条の目的を達成するために愛護活動を行うものをいう。

- (1) 公園等の周辺住民又は利用者
- (2) 区、自治会、町内会、PTA、子ども会等の地域団体
- (3) 法人又は個人事業者

3 この要綱において「活動資材等」とは、愛護活動を行うために必要となる除草用具、清掃用具、肥料等のうち別に定める「活動資材一覧表」によるものをいう。

(公園等愛護会の設立承認申請、承認等)

第3条 公園等愛護会を設立しようとする者(以下「申請者」という。)は、日進市公園等愛護会設立承認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 設立しようとする公園等愛護会の規約
- (2) 愛護活動を行う場所がわかる図面(公園等の一部で愛護活動を行う場合のみ)

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その

適否を決定し、日進市公園等愛護会設立承認可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(公園等愛護会の名称等)

第4条 公園等愛護会の名称は、愛護活動を行う公園等の名称を用いるものとする。

2 公園等愛護会の設立は、原則として1公園等につき1団体とする。

(報償金の額)

第5条 第2条第2項第1号又は第2号の者で組織する公園等愛護会(以下「報償金支給公園等愛護会」という。)の報償金の額は、次の各号に掲げる額の合計額(以下「合計額」という。)を上限とする。

(1) 均等割 1団体につき年間2万5,000円

(2) 面積割 1平方メートルにつき年間10円(ただし、年間2万5,000円を上限とする。)

(愛護活動の計画書等)

第6条 公園等愛護会は、次の表の区分の期間における愛護活動の計画を、当該区分の期間が開始する日から起算して2週間以内に日進市公園等愛護会活動計画書(第3号様式。以下「計画書」という。)により市長に提出するものとする。

区分	上期	4月1日から9月30日まで
	下期	10月1日から3月31日まで

2 前項に規定する表の区分の期間の途中において公園等愛護会が設立した場合は、当該公園等愛護会が設立した日から起算して2週間以内に、前項に規定する表の当該区分の期間における愛護活動の計画書を市長に提出するものとする。

(公園等愛護会の実績報告)

第7条 公園等愛護会は、前条第1項に規定する表の区分の期間ごとに、愛護活動の実績を、当該区分の期間の末日から起算して2週間以内に、日進市公園等愛護会活動実績報告書(第4号様式。以下「報告書」という。)に活動状況がわかる写真を2枚以上添えて、市長に提出するものとする。

2 前条第1項に規定する表の区分の期間の途中において公園等愛護会が解散した場合は、当該公園等愛護会が解散した日から起算して2週間以内に、前条第1項に規定する表の当該区分の期間の初日から解散した日までの期間における愛護活動の実績を、報告書に活動状況がわかる写真を2枚以上添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、必要に応じて公園等愛護会に報告書の内容の説明、報告書の補正又は補足資料の提出を求めることができる。

(報償金の請求)

第8条 報償金支給公園等愛護会は、報告書に記した愛護活動の報償金を受けようとするときは、日進市公園等愛護会報償金請求書(第5号様式。以下「請求書」という。)により市長に提出するものとする。

2 市長は、請求書の提出があった日から起算して30日以内に、当該報償金支給公園等愛護会に、合計額に愛護活動を実施した月数を12で除して得た額を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を交付するものとする。

(報償金の返還)

第9条 市長は、公園等愛護会が偽りその他不正な手段により報償金の交付を受けたときは、交付した報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(公園等愛護会の解散)

第10条 公園等愛護会を解散しようとするときは、日進市公園等愛護会解散届(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(その他の支援)

第11条 市長は、公園等愛護会設立時に当該公園等愛護会に上限2万円分の活動資材等を交付するものとする。

2 市長は、公園等愛護会に1年につき上限3,000円分の活動資材等を交付するものとする。

3 前項のほか市長は、公園等愛護会に3年につき上限1万円分の活動資材等を交付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月17日要綱第46号)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。